

平成25年7月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成25年7月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年7月4日(木) 午後2時開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第13号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第14号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第15号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第16号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第17号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正について  
議案第18号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第19号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
  - 6 その他
  - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第13号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第14号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第15号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第16号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第17号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正について  
議案第18号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第19号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
  - 2 その他(1) 平成25年6月市議会定例会について

- 5 出席委員
- |     |     |
|-----|-----|
| 宇田川 | 進   |
| 五十嵐 | 芙美子 |
| 中村  | ふじ江 |
| 内田  | 茂男  |
| 小林  | 正貫  |
| 田中  | 庸惠  |

6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川	幸次	教育総務部長	津吹	一法
生涯学習部長	萩原	洋	教育総務部次長	高坂	哲
学校教育部次長	赤石	欣弥	教育政策課長	永田	治
就学支援課長	伊藤	三郎	教育施設課長	戸佐	薫
義務教育課長	新田	司	指導課長	平山	健次
保健体育課長	永田	博彦	教育センター所長	山元	幸恵
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	山田	修一
社会教育課長	秋本	賢一	中央図書館長	松本	雅貴
考古博物館長	堀切	公雄			

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越	英明
〃	主 幹	福田	修
〃	副主幹	近藤	孝子
〃	副主幹	宮内由美子	
〃	副主幹	岡田	靖弘
〃	主 査	中嶋	愛
〃	主 査	吉成	悟
〃	主 査	中俣	智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、五十嵐委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第13号 市川市教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをお願いいたします。まず、今回、教育振興審議会に諮問することといたしました理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項は、「毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定しております。本市は、この規定に基づき、これまで、3月から4月にかけて「各所属における点検・評価」を、5月9日に「教育委員会事務局の点検・評価」を、そして、6月6日に委員の皆様により「教育委員会の点検・評価」を順次、実施してきたところでございます。この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項におきまして、さらに、「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定しております。したがって、この規定に基づき、これまで実施してまいりました教育委員会の点検・評価につきましては、学識経験者の知見の活用を図るため、学識経験者等で組織いたします「市川市教育振興審議会」の意見を求める必要がございますことから、同審議会に諮問するものでございます。それでは、諮問の内容についてご説明いたします。議事日程の2ページ、「諮問書」をご覧ください。諮問の内容は、只今申し上げましたとおり、教育委員会がこれまで実施してまいりました点検・評価について意見を求めるものでございまして、具体的には、教育委員会の点検・評価の結果を取りまとめました、「教育委員会点検・評価報告書」について、意見を求めるものでございます。続きまして、意見を求めます「教育委員会点検・評価報告書」につきまして、ご説明いたします。別冊でご用意いたしました諮問資料「教育委員会点検・評価報告書」をご覧ください。本報告書は、これまで実施してまいりました教育委員会の点検・評価の結果を集約したものでございます。内容につきましては、6月6日の委員の皆様による点検・評価の際に使用いたしました「事務

局点検・評価報告書」につきまして、委員の皆様からご意見のございました事項を加筆修正し、作成しております。委員の皆様におかれましては、おおむね内容をご承知のことと存じますので、本報告書のご説明につきましては、委員の皆様からご意見のございました事項の対応状況についてのみとさせていただきます。ご了承ください。それでは、報告書の 14 ページをお願いいたします。「1-1-3 道徳心を養う取り組みの推進」でございます。

15 ページにございます施策の成果に用いる指標「3 学校におけるいじめの認知件数」につきまして、「文部科学省の緊急調査の有無等により、いじめの認知件数に変動があるのであれば、成果指標として適当ではないのではないか」とのご意見がございました。この成果指標につきましては、文部科学省が昭和 60 年から実施しております「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査項目を活用しているところでございまして、同調査は全国的な調査であり、市民が本市と全国との相違を把握しやすいなどのメリットもございますことから、今後も成果指標としてまいりたいと考えております。つきましては、同調査の実施に際しまして、文部科学省が示しております「いじめの定義」、具体的には児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとされていますが、この定義に基づき調査するよう、各学校を指導してまいりたいと考えてございます。したがって、意見として記載はいたしませんでした。続きまして、報告書の 35 ページをお願いいたします。「1-3-3 体力向上の取り組みの推進」でございます。36 ページの施策の成果指標「『3 の(1) 小学生の新体力テストの得点平均』の現状値は、目標値に到達しておらず、前年度の現状値をも下回っている。このことからすれば、37 ページの施策の達成状況は、『施策の実現は十分に図られてきている』ではなく、『施策の実現は十分に図られてきているとはいえない』とすべきではないか」とのご意見がございました。施策の成果指標「3 の(1) 小学生の新体力テストの得点平均」につきましては、ご指摘のとおりでございますが、「3 の(2) 中学生の新体力テストの得点平均」は、現状値は目標値に到達しており、また、その他 2 つの成果指標につきましても、目標値に到達してはいないものの前年度の現状値を上回る結果となっております。事務局といたしましては、これら成果指標を総合的に判断すれば、36 ページに記載してございます施策の成果を見るポイントである「運動やスポーツに親しむ子どもの育成状況」は総体的に推進されたものと考えているところでございます。したがって、ご意見のございました施策の達成状況は、修正してございませんが、小学生の体力向上を図ることは重要でありますので、ご意見を踏まえまして、37 ページの今後の改善点の意見の記述につきまして、

小学生の新体力テストの得点平均の向上を図るために、今後取り組むべき具体的な方向を明確にする修正をさせていただいております。続きまして、報告書の135ページをお願いいたします。「3-4-1 生涯学習機会の充実」でございます。同ページ『公民館主催講座活動事業』の進捗は『B 一部は計画どおりに進められなかった』としていることから、137ページの今後の改善点は、「実施事業の進め方について改善を図る」とし、その改善内容を意見欄に記載すべきではないか」とのご意見がございました。事務局といたしましては、ご指摘に従い修正をさせていただきました。ご確認をお願いいたします。最後に、今後の予定につきましてご説明いたします。本日、本議案を可決いただきました場合には、7月16日に開催を予定しております教育振興審議会に諮問し、同日に調査審議を行い、8月下旬頃までに同審議会から答申をいただく予定でございます。その答申を踏まえまして、事務局におきまして、点検・評価報告書案を作成し、その点検・評価報告書案を9月上旬の定例教育委員会におきまして委員の皆様にご審議いただき、点検・評価報告書を決定していただきたいと考えてございます。そして、9月中旬頃、決定いただきました点検・評価報告書を議会に提出いたしますとともに、公表する予定でございます。以上、「市川市教育振興審議会への諮問」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第14号 市川市教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の3ページをお願いいたします。まず、今回、教育振興審議会に諮問することといたしました理由でございます。教育基本法第17条第2項の規定に基づき、第2期市川市教育振興基本計画を策定するに当たり、市川市教育振興審議会条例第2条第1号の規定に基づき、「市川市教育振興審議会」の意見を求める必要がございますことから、同審議会に諮問するものでございます。それでは、諮問の内容についてご説明いたします。議事日程の4ページ、「諮問書」をご覧ください。諮問の内容は、「第2期市川市教育振

興基本計画」について、意見を求めるものでございます。続きまして、意見を求めます「第2期市川市教育振興基本計画」につきまして、ご説明いたします。別冊でご用意いたしました諮問資料「第2期市川市教育振興基本計画（案）」をご覧ください。内容のご説明につきましては、概要のみとさせていただきますと存じますので、ご了承ください。それでは、案の目次をご覧くださいいただけますでしょうか。第2期市川市教育振興基本計画は、序章では、計画について、第1章では、本市の教育の現状と課題、第2章から第4章までが、基本理念からそれぞれの具体的な施策、成果指標を示し、第5章では、計画の推進を図る取り組みが記載されております。続きまして、案の4ページ、5ページをお願いいたします。こちらには、「計画の全体像と基本的方向と施策の体系」が示されております。第2期計画は、基本理念や基本的な考え方、基本的方向は、第1期計画を継承いたしますが、施策につきましては、47の施策から41の施策に変更いたします。また、それぞれの施策に対する成果指標も第1期計画では、106項目ございましたが、第2期計画では、72項目になります。施策につきましては、第1期計画からの現状と課題や東日本大震災の教訓を生かした今日的な課題等を反映したことにより、変更されております。また、成果指標につきましては、策定方針に沿って、縮減いたしました。最後に、今後の予定につきましてご説明申し上げます。本日、本議案を可決いただきました場合には、7月16日に開催を予定しております教育振興審議会に諮問し、7月下旬から8月上旬にかけて調査審議を行い、8月下旬頃までに同審議会から成果指標の項目等について審議経過報告をいただく予定でございます。なお、その後、事務局で成果指標の目標値について調査し、再度、同審議会に調査審議の上、12月中旬までには、答申をいただく予定でございます。以上、「市川市教育振興審議会への諮問」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。

○ 五十嵐委員

要望というか、すべてが独自性があるものだと思う。これから1年かけて作っていくわけなんで、自分達も含めて、やっぱり市川らしいものができればいいなと思う。例えば、この間もちよっと初任研でも話したんですが、家庭・学校・地域のつながりを大切に、っていうんですが、これは市川独特の、家庭が一番先にきている、力の入れようというのかな、独特の順序、それには大きい意味がある。これはもう家庭を中心に連携を図ろうっていうのかな、そういう思いとか、なった訳っていうか伝わればいいのかなど。それから、確かな学力もいいんですが、市川で考えた、わかる喜びとか、学ぶ楽しさとか、何かそういうようなキーワードのようなものも分かりやすく、生まれてくると、またいいのかななんて。自分達も一緒に考えていかなければいけないのかななんて思います。1年かけて審議会の方にもお願いしたいと思います。

○ 宇田川委員長

それでは、次に議案第15号 市川市教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の5ページをお願いいたします。本案は、市川市教育振興審議会条例に基づき設置しております「教育振興審議会」の委員の任期が平成25年3月31日をもって満了いたしましたことから、その委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。それでは、今回委嘱を予定しております委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。議事日程の6ページをご覧ください。条例第4条第1項の規定に基づき、委員につきましては、大学教授等の学識経験のある者 4名、校長等の学校教育の関係者 2名、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者 2名、地域における教育の向上に資する活動を行う者 1名で、再任5名、新任4名の合せて9名の委嘱をお願いするものでございます。任期は、平成25年7月4日から平成27年7月3日までの2年間でございます。詳細は、議事日程の6ページをご覧ください。なお、条例第3条は、「審議会は、委員10人以内で組織する」と規定しておりますが、今回、9名の委員の委嘱にとどめさせていただいております。これは、「地域における教育の向上に資する活動を行う者」から選出いたします委員1名については、現在、調整を行っておりますが、本日、議案として提出させていただきました「平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」と「第2期市川市教育振興基本計画」につきまして、早急に同審議会での審議を開始する必要があるため、1名調整がついておりませんが、今回提出させていただいたところでございます。なお、残りの委



員1名につきましては、調整が整い次第、速やかに委嘱につきまして、本委員会にお諮りさせていただき予定でございます。以上、市川市教育振興審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第16号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の7ページをお願いいたします。本案は、市川市幼児教育振興審議会条例に基づき設置しております「市川市幼児教育振興審議会」の委員の任期が、平成23年7月7日から平成25年7月6日までの2年間となっておりますことから、全委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱をする必要があるため、提案するものでございます。議事日程の8ページをご覧ください。委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。条例第4条第1項の規定により、委員につきましては、学識経験者 4名、公・私立幼稚園関係者 4名、公・私立保育園関係者 4名、小学校関係者 1名、合わせて13名となっております。委嘱予定者でございますが、新任の委員が7名、再任の委員が6名、となっております。今回の委嘱委員の任期につきましては、平成25年7月7日から平成27年7月6日までの2年間となります。以上、市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第17号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の9ページをお願いいたします。まず、今回、教育委員会規則の一部を改正することといたしました理由でございます。平成25年2月市議会定例会におきまして、映像文化センターを廃止し、文学ミュージアムを設置する「市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、本年7月20日から施行されるところでございます。この一部改正条例の施行に伴いまして、7月20日に映像文化センターは廃止されますことから、市長の事務部局の職員をして行わせております同センターの管理に関する事務等の補助執行を解除し、同センターに係る公印を廃止し、及び同センターの管理に関する規定を削除する必要があるものでございます。続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。議事日程の13ページ、新旧対照表をお願いいたします。まず、「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の一部改正でございます。改正後の第3条の表をご覧ください。本条は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、補助執行させる教育委員会の権限に属する事務及び補助執行させる職員について定めております。現在、教育委員会は、教育委員会の権限に属する「映像文化センターの管理に関する事務」及び「視聴覚教育及び視聴覚資料に関する事務」を市長部局の文化国際部の職員に補助執行させております。今回、映像文化センターの廃止に伴いまして、「映像文化センターの管理に関する事務」はなくなり、また、「視聴覚教育及び視聴覚資料に関する事務」は生涯学習部において処理することといたしましたことから、これらの事務を補助執行させる必要がなくなりましたため、これらの補助執行を解除するものでございます。次に、「市川市教育委員会公印規則」の一部改正でございます。同じく13ページでございます。この表は、教育委員会が管理する公印の種類、管守者等について定めております。映像文化センターの廃止に伴いまして、「市川市映像文化センター専用市川市教育委員会之印」及び「市川市映像文化センター所長之印」は不要となりますことから、それらの公印を廃止するものでございます。最後に、「市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則」の一部改正でございます。14ページ、現行の第2章をご覧ください。本規則は、教育委員会が生涯学習センターに設置しております「中央図書館」及び「映像文化センター」の管理に関し必要な事項を定めておりまして、第2章は、映像文化センターの使用許可手続などを定めております。今回、映像文化センターの廃止に伴い、映像文化センターの使用許可手続など、同センターの管理に関する事項を定める必要がなくなることから、当該事項を削るものでございます。主な改正内容は、以上でございます。最後に、施行期日等についてご説明いたします。議事日程の12ページをお願いいたします。改正文の附則でございます。この規則

による改正後の補助執行規則等の適用日について定めるものでございます。映像文化センターは、平成25年7月20日に廃止されますことから、この規則の施行期日は、廃止日に合わせ、平成25年7月20日としております。以上、「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部改正」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第18号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

議事日程の19ページから20ページをお願いいたします。提案理由でございますが、市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条第1項に定める委員のうち、第1号委員から第4号委員のすべての委員の任期満了による解嘱に伴い、新たに委員を委嘱するため、提案させていただくものでございます。議事日程の20ページをご覧ください。後任の委員といたしましては、今回は第1号委員から第4号委員のすべての委員が再任の委嘱となっております。第1号委員は「議会の推薦した議員」2名でございます。第2号委員として「学識経験者」6名、第3号委員として「市立小中学校長」2名、第4号委員として「市長部局職員」2名、合計12名の構成となっております。なお、12名の委員のうち、3期目に入る方が2名、2期目の方が10名となっております。10名の内2名は、5月の定例教育委員会で前任者の残任期間を引き継いでの再任の委嘱となります。委嘱期間は、すべての委員につきまして、本委員会で議決のあった日から、平成27年7月3日までとなります。なお、女性委員の登用につきましては、今回、中学校校長が男性に替わったことにより、昨年度の33パーセントから25パーセントとなっております。今後は、女性の審議委員の登用につきまして、より働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第19号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 生涯学習振興課長

お手元の資料 21ページから 23ページをご覧くださいと思います。本案は、市川市社会教育委員のうち、同委員設置条例第2条第1項第4号によります「学識経験のある者」の役職変更に伴う解職のため、後任の委員を委嘱するものでございます。具体的に申しますと、前市川市議会環境文教委員長である、堀越 優委員の後任として、現市川市議会環境文教委員長 田中 幸太郎氏に委嘱するものでございます。解嘱につきましては、今回の定例教育委員会の議決のあった日の前日といたしまして、委嘱につきましては、今回の定例教育委員会で議決のあった日とするものでございます。任期につきましては、前任者の残りの期間であります平成26年9月30日となります。以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 青少年育成課長

議事日程の24ページ、25ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、市川市少年センター運営協議会委員の任期が平成25年7月16日をもって満了となるため、市川市少年センター設置条例施行規則第2条に基づき、新たに15名の委員の委嘱が必要となるため、提案させていただくものです。新委員候補につきましては、資料25ページをご覧ください。委員候補のうち、今回、新任の委員候補は、一番右側の在任期間の欄に新と記載のある方々5名になります。第1号委員（教育関係者）では、県立浦安南高等学校校長 須藤 信夫氏、第2号委員（児童福祉関係者）では、千葉県市川児童相談所 上席児童福祉司 横田 路子氏、第3号委員（警察関係者）では、千葉県行徳警察署 生活安全課 課長 兒玉 崇氏、第5号委員（民間有識者）では、市川浦安地区保護司会会計 飯田 勝子氏並びに、市川市PTA連絡協議会 副会長 立原 充彦氏の5名が新任委員候補で、他の10名につきましては再任の委員候補となります。委員候補者の男女の構成は、男性が10

名（66.7パーセント）女性が5名（33.3パーセント）となり、平均年齢は、男性が52.6歳、女性が63.6歳、全体では56.3歳であります。最低年齢の方は30代、最高年齢の方は70代で、幅広い年齢層の委員構成となる予定です。任期につきましては、平成25年7月17日から平成27年7月16日の2年間でございます。以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

この少年センター運営協議会委員の件も含めてですけれども、もう終わったところで申し訳ないんですが、市川市教育振興審議会委員とか幼児教育振興審議会委員のところですね、その後は住所というのが必ず載っているわけですが、その2つについては、学識経験者というのは、実際に、例えば東京学芸大学教授、和洋女子大学準教授、こういう方は市川市にご住所のある方なんでしょうか。それは全く関係ないんでしょうか。でしたらここに住所を入れていただければ、よろしいように思いますし、実際、今の場合なんかは、学校の校長でありますから、お住まいはどこでも市内の校長であるからよろしいんですけれども、そこをちょっと教えていただけませんか。前に戻ってすみません。

○ 教育政策課長

手元に全部はないんですけれども、まず、教育振興審議会でございます。学識経験のところ、大熊 徹氏でございますけれども、市外でございます。従前、市川市の教育委員をしておりました。次の前田 泰弘氏でございますが、同様にご自宅は市外でございます。経緯といたしましては、和洋女子大学にお願いをして推薦を頂戴したというところでございます。次に渡邊 智子氏でございますが、こちらもご住所は市外でございます。最後の油井 宏子氏につきましては、ご住所は市内、市川市内在住の方でございます。次に幼児教育振興審議会でございます。一番上から、学識経験者の高尾 公矢氏でございますが、ご住所は市外でございます。同様に二段目の鈴木 みゆき氏、こちらもご住所は市外でございます。三段目の稲葉 健二氏は市会議員でございますので、お住まいは市内、市川市でございます。吉田 英生氏は、市内で開業されておりますが、お住まいは市外という状況でございます。以上でございます。

○ 小林委員

どうもありがとうございました。学識経験者ということで、今まで教育委員をなさっていたとか、市のあれに携わっていた方はよろしいんですが、やっぱり市の実情を知るには、委嘱にあたっては、市内に住んでいらっしゃる方のほうが、適任ではないかなということ参考意見として、遡ってすみませんけど。ご住所を市外とか書いていただいたほうが、よろしいかなとも思

いました。

○ 教育政策課長

以後、そのような形にさせていただきたいと思います。

○ 宇田川委員長

他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他にはあります。(1)平成25年6月市議会定例会についてを説明してください。

○ 教育次長

議事日程の26ページ以降になります。会期は平成25年6月7日から6月24日まででございました。教育委員会が答弁した議案質疑ということですがけれども、教育委員会に関係する議案につきましては、国分小学校の校舎新築工事請負契約に係る議案の他、教育委員さんの任命の議案の合計3本がございまして、全て賛成者全員ということで可決をされております。議案質疑は、国分小学校の工事に係る質疑がございまして、契約までの経緯あるいは総合評価一般競争入札の評価項目、請負金額と予定価格等についての答弁が、これは管財部長の方からありました。教育総務部長からは、既存校舎との違いや、あるいは特色などについて、議事日程にあるような内容の答弁をしております。それから教育委員会が答弁をした一般質問でございまして、教育委員会に関連する質問は、12名の方から出されまして、大きく分けた質問項目では17件となっております。質問の主なもの、教育行政に係るものが3件、防災関係が2件、非常勤職員に係るものが2件、児童の安全・安心が1件、その他で9件あります。その他は、ご覧になっているので大体おわかりになるかと思いますが、学校週6日制であるとか、道徳教育の教科化とか、その他の質問になります。今日はそのうちの三つの項目について触れさせていただきたいと思います。まず、教育行政についてでございます。30ページの湯浅議員の方から、教育委員会における実施事業の点検及び評価の結果についてのご質問がありました。内容的には平成23年度は教育委員会でリーフレットの作成が無かったようだがその理由、あるいは教育委員さんたちの学校訪問の内容等についてでございます。これに対しまして、リーフレットについては、作成が無かった理由として、予算の問題が一番大きいわけですがけれども、これまでホームページなどで対応してきたことや、平成26年度には、第2期教育振興基本計画の内容をまとめたリーフレットを作成し、ホームページで公開する予定であること、また、教育委員交流会事業は、平成20年度に

スタートし、24年度までに小・中・特別支援学校の全校への訪問が終了しましたが、子どもや保護者等の意向を知ることや、学校訪問により各学校の実態把握に努めていることを答弁しております。同じく湯浅議員で31ページですけれども、教育委員会の機能の活性化、それから32ページの桜井議員の方から教育委員会制度について質問に答えています。主な内容は国の教育委員会改革の動きに対する市のスタンスについてといった内容になっています。これに対しまして答弁では、国の改革への対応については、教育再生実行会議から出された提言の内容のほか、今後の国等の動向を視野に入れながら、より合理的・機能的な教育委員会組織・運用の改善・改革に取り組んでいくこと、また、この改革の流れは、参議院選挙後は更に加速していくことも考えられるので、教育委員会全体で対応が遅れることのないよう研究していかなければならないと考えている、といった答弁をしております。次に防災関係でございます。29ページの浅野議員の方から、学校の非構造部材等の耐震対策について、ご質問いただいております。主な内容は、非構造部材の二次点検後の耐震化等についてと、学校における窓ガラスの飛散防止対策についてといった内容です。答弁では、教育施設課職員による第二次点検を平成24年8月から25年2月にかけて実施をし、学校でできるものは学校に対策をお願いし、外壁外装材・内壁内装材で落下の危険性等のある箇所は補修等の修繕で対応していること、今年度は危険性の高い屋内運動場等の状況調査を業務委託により行うことを答えております。また、窓ガラスの飛散防止につきましては、東日本大震災での本市の被害状況のほか、今後は非構造部材の耐震化を具体的に計画する中で、専門家と相談するなど研究をしていくという答弁をしております。また、32ページの海津議員から、全国の公立小中学校で大規模災害を想定して、飲料水や非常食を備蓄しているのは30パーセント弱だと聞いていますが、本市の対応はどうか、という質問をいただいております。この質問の趣旨は、災害用自動販売機を中学校等の学校に置けないか、ということですが、現状は小中学校には置いてありませんが、学校に飲料用自動販売機を設置すること自体は可能ではございますが、教育上の配慮として、児童生徒の校内への金銭の持ち込みを原則禁止していることや、学校給食の提供に伴い、栄養管理を行っていることなどから、現在設置をしていないこと、また、市全体としてですね、災害時の飲料水等の確保をどう考えるか、といったこともあり、学校関係者等の意見を伺い、調査・研究をしたいとの答弁を行っております。次に、非常勤職員についてでございますが、これは、スクール・サポート・スタッフあるいはライフカウンセラー、学校図書館員、少人数学習等担当補助教員、特別支援学級等補助教員についての質問で、内容は25年度予算額が24年度に比べて減額となったことについてでございます。答弁の基調としましては、厳しい財政状況の中でございますので、予算的な見直しをしましたが、非常勤職員の縮減により、

学校の教育活動への影響が出ないようにすることを第一に考え、教育効果に支障が出ないように活動日数の調整を行ったというのが基本的な答弁の考え方です。その質問が27ページの戸村議員からいただいております、スクール・サポート・スタッフの拡充についてということです。答弁の中では、スクール・サポート・スタッフの配置による効果、それから日数に換算すると1校当たり、125日を111日の減になったことで対応をしていくという答弁をしております。それから同じく27ページの秋本議員から、学校に勤務する市の非常勤職員の待遇について、勤務時間削減による財政的影響について、それから特別支援学級等の補助教員の増減について、それから上記（1）、（2）に対する教育委員の意見内容についてという質問がございました。ライフカウンセラーは、年間勤務日数を124日から111日とし、児童生徒が早く帰る日は勤務日としないなどの調整を行ったこと、また、学校図書館員については、150日から125日となりましたが、バーコードスキャナを全校に配付し、蔵書点検の軽減を図ったこと、スクール・サポート・スタッフについては、先ほどのように日数は減りましたが、より計画的に「体験的な学習活動」を実施するなどの工夫により効果的な活用を図ったこと、また、少人数学習等担当補助教員と特別支援学級等補助教員については、長期休業中の勤務日数を減らし、授業等への影響はないと思われること、を答弁しております。議会の説明は以上でございますが、今の非常勤職員につきましては、一般質問もありましたことから、現在、現状をみながら、財政部と協議をしていくことになっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。ただいまの説明で何か質問はございますか。

○ 中村委員

31ページの食物アレルギーなんですけれども、ショックを一時的に和らげるためのエピペンという注射薬があると思うんですが、子どもに持たせたいという保護者がいる中で、学校とか校長先生によって、その許可が出る場合と出ない場合があると聞いているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○ 保健体育課長

医師から処方されている場合は、学校の方に任せておりますが、保管場所について、カバンの中に入れてあるケースと、保健室の方で預かっているケースと様々でございますが、医師から処方されているものについては、全て年度当初に学校が把握しております。いざというときに使えるような対応になっております。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員



ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これもちまして平成25年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時55分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

五十嵐 美子

委員

田中 席惠